

令和7年

春の全国交通安全運動

愛媛県実施要綱

運動の期間

4月6日(日)～4月15日(火)

愛媛県スローガン

てをあげて くるまにおしらせ ぼくはここ

**交通ルールを知る、守る。
安全・安心の第一歩!**

- こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」
春の全国交通安全運動

【運動期間】 令和7年4月6日(日)～4月15日(火)

内閣府

4月10日(木)は、全国一斉の「交通事故死ゼロを目指す日」です

えがお

～交通事故のない愛顔あふれる愛媛県を目指して～

内閣府・愛媛県

交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部



目 的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

運動の進め方

この運動が、真に県民総ぐるみの運動として展開されるよう、各実施機関・団体はそれぞれの特性を活かし、相互に連携し、総合力を發揮した効果的な交通安全活動を推進する。

運 動 重 点

全国重点① こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

《推進項目》

1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保

- (1) 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- (2) 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- (3) 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- (4) 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進



2 歩行者の正しい横断方法の実践

- (1) 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
- (2) 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- (3) 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童へ教育を促す取組の推進
- (4) 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- (5) 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

全国重点② 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

《推進項目》

1 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- (1) 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆすり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- (2) 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- (3) 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進



2 ながら運転の根絶

- (1) 運転中の携帯電話等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進
- (2) 業務中ながら運転による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

3 飲酒運転の根絶

- (1) 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- (2) 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

4 妨害運転等の防止対策

- (1) 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆすり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
- (2) ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

5 高齢運転者の交通事故防止対策

- (1) 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
- (2) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
- (3) 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知に加え、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発により自主返納を促す取組の推進

6 二輪車運転者に対する広報啓発

- (1) 二輪車の特性（不安定で死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- (2) 若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進
- (3) ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

7 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- (1) 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
- (2) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
- (3) 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上の子どもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進
- (4) 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

全国重点③

自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

《推進項目》

1 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保

- (1) 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- (2) 夜間におけるライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進
- (3) 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- (4) 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- (5) 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進



2 自転車の交通ルール遵守と新たなルールの周知

- (1) 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- (2) 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- (3) 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）により、令和6年11月1日から施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進
- (4) 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

3 特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- (1) シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進
- (2) シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進

愛媛県重点

えがお

「愛顔あふれる愛媛県」の実現に向けた交通事故防止対策の推進

《推進項目》

1 「前見て！運転プロジェクト」の普及促進

- (1) 「前を見て道路に沿って走る」ことはドライバーとして最も基本的な義務であることの周知の徹底
- (2) 横断歩道手前での減速と安全確認、横断歩行者発見時の一時停止の徹底を促す取組の推進
- (3) 脇見・漫然・ながら運転等の危険性についての広報啓発の推進

2 「大人も手を上げよう」運動の推進

道路を横断（特に横断歩道）する際に、接近する車に対して手を上げて横断する意思表示を行う「大人も手を上げよう」運動の実践及び周知の徹底

実施機関・団体の主な推進事項

<p>全ての 機関・団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施機関・団体の相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定するなど、推進体制を確立する。 ○ 組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育等の諸活動を展開、支援することに加え、オンライン会議等の時代に即した効果的な手法による取組を更に推進するとともに、運動重点に関連する施策を行う場合は、本運動と積極的に連携して行う。 ○ 各種広報媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、各種メディアに対し、積極的な情報提供を行い、特に、交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSの活用により、交通安全意識の高揚を図る。 ○ 所属の全職員に対し、本運動の趣旨及び重点等を周知し、交通安全に関する情報提供をするほか、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をする。
<p>県・市町</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域、家庭、教育機関、高齢者が関係する団体、職域等における各種交通安全活動を展開し、又は情報提供等の支援をする。 ○ 民間団体及び交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化や若者の交通安全意識の向上を図るため、ICT（情報通信技術）の普及も踏まえ、多様な形態の運動を展開し、幅広い年代の参画に努める。
<p>学校 教育関係団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ こどもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーの教育を図るとともに、地域の交通安全啓発活動への参加を促進する。 ○ 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等によるこどもの目線から見た通学路等における危険箇所の把握と解消に努める。 ○ 自転車乗車用ヘルメットの着用やシートベルト・チャイルドシートの着用の徹底及び正しい使用方法について指導する。
<p>警察</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故の総量抑止に向けた交通安全対策を強力に推進する。 ○ 各種広報媒体を積極的に活用して本運動の周知を図るほか、交通事故発生状況及び交通事故分析に基づいた分かりやすい安全情報を提供し、効果的活動の促進及び県民の交通安全意識の高揚を図る。 ○ 関係機関・団体と連携し、交通安全イベントや世代間交流型交通安全教室など参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、街頭での積極的な声かけ活動や反射材等の配布活動等を展開する。 ○ 交通ルールの遵守と相手に対する思いやり、ゆずり合いの気持ちを持ったマナーの向上を図るとともに、交通事故分析に基づき事故に直結する悪質・危険・迷惑性の高い違反の指導取締りを強化する。
<p>交通安全 関係団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有する広報資材を有効に活用して、効果的な広報啓発活動を実施する。 ○ 各機関・団体等と連携し、街頭活動を積極的に展開するとともに、世代間交流にも配慮した、参加・体験・実践型の交通安全教育とこどもと高齢者の保護誘導活動や高齢者世帯訪問活動を推進する。 ○ こどもと高齢者を重点とした交通安全教育を推進し、歩行中や道路横断時、自転車利用時の安全意識の向上を図る。 ○ 中学校・高等学校・大学等において、参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導をするとともに、地域の交通安全啓発活動への参加を促進する。
<p>高齢者 関係団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導を行う。 ○ 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっての危険箇所の把握と解消に努める。
<p>その他 機関・団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒・無免許・妨害運転等による交通事故の悪質性・危険性等を周知する。 ○ 横断歩道等における歩行者等優先義務を徹底し、模範的な運転を実践する。 ○ 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行する。 ○ 全座席でのシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用を徹底する。 ○ 自転車利用者に対するヘルメット着用と交通ルール遵守を徹底する。 ○ 職員に対して交通安全啓発活動等への参加を促進する。 ○ 安全運転管理者、運行管理者等による交通安全指導を徹底する。